

令和5年第4回教育委員会臨時会議事録

令和5年8月24日

東久留米市教育委員会

令和5年第4回教育委員会臨時会

令和5年8月24日(木) 午前9時41分開会

市役所7階 703会議室

議題

第1 議案第26号 東久留米市指定文化財の指定について

第2 教育長報告

①「東久留米市第3次教育振興基本計画(素案)」について

出席者(5人)

教 育 長	片 柳 博 文
委 員	宮 下 英 雄
(教育長職務代理者)	
委 員	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	馬 場 そわか

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	小 堀 高 広
指 導 室 長	小 瀬 ますみ
教 育 総 務 課 長	田 中 徳 彦
学 務 課 長	田 口 純 也
生 涯 学 習 課 長	島 崎 修
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	森 山 健 史

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 鳥 越 富 貴

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時41分)

- 片柳教育長 これより令和5年第4回教育委員会臨時会を開会します。
委員は全員出席ですので、会議は成立しています。
-

◎議事録署名委員の指名

- 片柳教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。
○尾関教育委員 はい。
-

◎傍聴の許可

- 片柳教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
○片柳教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の方にお知らせします。ご用意している資料は、教育長報告の「東久留米市第3次教育振興基本計画(素案)」を除いて、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

- 片柳教育長 議事録の承認に入ります。7月14日に開催しました第7回定例会の議事録についてご確認をいただきました。特に訂正のご連絡はいただきませんでした。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第26号、上程、説明、質疑、討論、採決

- 片柳教育長 日程第1、「議案第26号 東久留米市指定文化財の指定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
○小堀教育部長 議案第26号は「東久留米市指定文化財の指定について」です。提案理由は、東久留米市文化財保護審議会から、文化財について市指定文化財に指定するよう答申があったので、指定する必要があるためです。続けて、生涯学習課長から補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○島崎生涯学習課長 令和4年10月17日、令和4年度第10回定例会で諮問について決定し、令和4年11月2日に東久留米市文化財保護審議会に諮問しました文化財について、令和5年5月26日付で東久留米市文化財保護条例第39条の規定により、東久留米市指定文化財に指定するよう答申がありましたので教育委員会に議案を付すものです。

東久留米市指定文化財の指定については東久留米市文化財保護条例第39条で、教育委員会は指定文化財の指定については、あらかじめ審議会に諮問しなければならないと定められており、審議会へ「江戸時代の幟(のぼり)」と河鍋暁雲(かわなべぎょうん)作「七福神遊宴(しちふくしんゆうえん)の図」の文化財について諮問し、審議会からは全て指定する必要があると答申がありました。

本日の教育委員会では、文化財の所有者から指定について同意書が得られている「七福神遊宴の図」についてお諮りします。なお、「江戸時代の幟」については、所有者の同意が得

られ次第、改めて委員会に諮るものです。

「七福神遊宴の図」は国登録有形文化財である村野家住宅で所有する絵画で、明治時代の絵師である河鍋暁雲が描いた作品です。平成29年度に行われた村野家の民具調査の際に偶然発見されたもので、3代目の村野七治郎の妻マスの実家である下田家から大正前期に譲られたものと推測されます。発見の翌年、河鍋暁齋記念美術館の館長及び同美術館の評議員を務める市文化財保護審議会委員により、河鍋暁雲の作品であることが確認されました。

河鍋暁雲は幕末から明治にかけて活躍した狩野派の流れを組む絵師である河鍋暁齋（かわなべぎょうさい）の次男で父の画風を受け継いだ画家です。現存する暁雲の作品はごく僅かで、「遊宴図」は宮内庁三の丸尚蔵館が所有する「百布袋図」とともに河鍋暁雲の代表作となり得るものです。また河鍋暁齋、暁雲、妹の暁翠（ぎょうすい）に関する今後の研究発展にも寄与する大変な貴重な史料であり、指定すべき文化財と答申がありました。

本日の指定の議案が承認となった際のスケジュールですが、告示後に所有者に指定書を渡し、また文化庁に市指定文化財の追加について報告する予定となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。——よろしいでしょうか。

よろしければ質疑を終わらせて、これより議案第26号の討論に入ります。

いかがですか。

○宮下教育委員 討論省略。

○片柳教育長 討論省略と認めます。

以上で、議案第26号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第26号 東久留米市指定文化財の指定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって議案第26号は承認することに決しました。

◎教育長報告

○片柳教育長 日程第2、教育長報告に入ります。「①東久留米市第3次教育振興基本計画（素案）」について」を議題とします。教育総務課長から説明をお願いします。

○田中教育総務課長 「東久留米市第3次教育振興基本計画（素案）」について説明します。右肩に「令和5年8月24日（素案）」とある冊子をご用意ください。こちらの素案ですが、8月15日に開催した第2回教育委員協議会において、教育委員の皆様からいただいたご意見等を踏まえ、素案に反映した部分やその他修正箇所について教育総務課から順次ご説明した後、教育委員の皆様にはご審議の上、素案の最終決定として本日ご承認をお願いするものです。最後に私から、関係団体からの意見聴取や公募市民委員との懇談会などのスケジュールについて説明します。

それでは、まず私から教育総務課所管の主な修正部分を説明します。

表紙を1枚おめくりください。「はじめに」の部分ですが、こちらについては先ほど申し上げた関係団体等からのご意見を聴取する部分などのものではないため、現在「調整中」として本文を削除しています。続いて3ページをご覧ください。「(3) 今後の方針」については、文意に影響しない程度に文言を整理しています。同じく3ページです。前回の草案では項番3として「計画の特徴」を掲載していましたが、第3章からの具体的施策の内容との表現の違いなどから整理の必要が生じました。そのため「計画の特徴」を丸々削除し、教育

目標及び大綱の項番ずれを整理しています。次に15ページをご覧ください。こちらは注釈の部分ですが、委員からのご指摘で「LGBT」の注釈を本文下段の欄外に設けています。次に31ページをご覧ください。本文下段、欄外の注釈「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の文言整理を行っています。具体的には所在地と立川市の「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の開始年度の表記を整理しています。36ページの下段をご覧ください。こちらは教育総務課所管の施策の部分ですが、【施策の方向性】の下から3行目で、36ページの「同じく老朽化が進むプールのあり方について、施設及び水泳授業に係る課題を整理しながら、民間事業者と連携した取り組み等の幅広い視点から検討を進めます。」ということですが、宮下委員からのご指摘を受け、「プールのあり方に関する施策の方向性」を追記したものです。49ページをお開きください。第4章は「調整中」としていますが、第3章には前回協議会の資料においては三つの取り組みの記載をしていました。1点目が「市民や関係機関、庁内各部署との協力・連携」、2点目が「計画の進行管理及び点検・評価に関するもの」で、1点目と2点目は第2次基本計画にも掲載していました。3点目の「持続可能な東久留米の教育の推進」として「東久留米市第5次長期総合計画に示された基本計画の各施策とSDGsの目標との関係について」の掲載を予定していますが、掲載内容については引き続き現時点で「調整中」とさせていただきたいと思えます。

○田口学務課長 続きまして学務課所管部分について、草案からの修正点をご説明します。

38ページを開きください。こちらに「③学校の適正規模・適正配置の検討」の項目を記載していますが、【施策の方向性】については大きな方向性の趣旨という観点で、一部記載の整理等を行っています。

○小瀬指導室長 続いて、指導室から変更した点を説明します。

資料の18ページの下から9行目をご覧ください。グラフ下段の上から3行目「現在、本市では、不登校に係る悩みを抱えた」ところからの文章を一部追加しています。スクールソーシャルワーカーが、今後、各校に配置になるであろうということで、そこを目指してということで書いています。18ページの下「不登校を減らすための取り組みには」から19ページの上から6行目までの部分を追記しています。前回の協議会の時に、不登校の要因が多様化、複雑化していることから、必ずしも学校復帰だけではないというお話が出ましたので、「学校復帰が好ましい選択肢ではない場合」を追記しています。また、19ページには「フリースクールなど民間あるいはNPO法人などとの連携も今後はあってはいいのではないか」というご意見をいただいたので、その部分を追記しています。21ページをお開きください。上から3行目の「インクルーシブ教育」についてです。内容は変わっていませんが、文言を文科省の言い方に合わせ、「インクルーシブ教育システム構築」と書いています。内容の変更ありません。なお、この「インクルーシブ教育システム」については21ページ一番下に注釈を付けていますが、これも文科省の注釈と合わせています。26ページをお開きください。「①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」【現状と課題】の上から2行目「各学力調査の結果の平均正答率を示すときに、東京都との比較に触れていないのはいかなるものか」というご意見がありましたので、一部、東京都と比較しての文言を追記し、「東京都より低く」と触れています。

【現状と課題】の後の27ページからの【施策の方向性】ですが、この後に出てくる【施策の方向性】で「令和10年度までに」の括弧が付いていたところを全て削除し、「令和10年を待たずに単年度でもできるところから着手していく」としました。また同じように「何々ができる学校を100%とする」という表記をしていましたが「100%」という言

い方ですと当たり前のことを言っていると捉えられてしまうこともありますので、「全ての学校において何々する」としました。33ページの上から5行目をご覧ください。働き方改革で先生方に対する支援のための校務の「DX化」ですが、これは出退勤システムや校務支援ソフトに加え、今後は出欠等もメールでやり取りができるようになっていくことを想定して「DX化」という言い方にしています。また、前回の協議会で、「教員を支援する手だてとして民間の力を使うこともあるのではないか」というご意見がありましたので、上から3行目に「民間の力を活用するとともに」と付け加えました。

指導室の変更点については以上です。

- 島崎生涯学習課長 続いて、生涯学習課の変更点について説明させていただきます。

初めに40ページの「②生涯学習環境の整備」の【施策の方向性】をご覧ください。「未来志向の公共施設マネジメントに沿った対応を進める」という内容ですが、「本市が進めるこれからの50年間を見据え」とし、「市が進めている」という文言を加えています。41ページをご覧ください。「③中学校部活動の地域連携」の【施策の方向性】についてです。前回の協議会で「コーディネーターはどんな役割をするのか」というご質問を受けましたので、【施策の方向性】の中にコーディネーターの主な役割を記載しています。「地域のスポーツ・文化関係団体等との連絡調整を行うコーディネーターの配置を視野に入れた検討を進めます。」としました。46ページ下の注釈部分をご覧ください。スポーツ推進委員が推進している「ポッチャ」の注釈を加えています。47ページは内容を変えていませんが、表現を全体的に整理しました。

- 島崎図書館長 続きまして、図書館から変更点の説明をします。

44ページをご覧ください。「③子ども読書活動の推進」【現状と課題】の2段落目の2行目になります。「『図書館を使った調べる学習コンクールの開催』など」の文言を加え、指導室の「子ども読書活動の推進」での表現と合わせ形に変更しています。また、その下の【施策の方向性】の一つ目の「○」は内容は変更していませんが、表現を変更しています。

- 田中総務課長 変更部分は以上のとおりです。最後当面のスケジュールについて説明します。

関係団体からの意見聴取ですが、体育協会や社会教育委員会議など七つの関係団体からご意見をいただきたく、9月15日（金曜日）提出期限で依頼します。本日の会議で素案の承認を受けましたら、本日お配りしたいと考えています。

公募による市民委員との懇談会は、9月27日（水曜日）の10時から予定しています。

9月1日号の広報等で委員を募集し、応募者が多数の場合には9月15日（金曜日）の教育委員会定例会の後、11時から公開の抽選会を予定しています。

- 片柳教育長 説明が終わりました。素案について何かご質問はありますか。

- 宮下教育委員 18ページの【現状と課題】のところですが、学力調査の【現状と課題】については前回意見を述べさせていただき、今回修正していただいたので、グラフの解釈は分かりました。同じく【現状と課題】のところですが、「不登校の問題」については「令和2年度が3年度にかけてやや減少したものの」と書かれていますが、グラフから見ると減少しているのは小学校で、中学校は増えていますね。それを「やや減少してきたもの」と言えますか。また、令和2年度から令和3年度の間約30名減っています。その要因についてはここからは何も見えません。もしかしたらコロナ禍が関係しているのかもしれない。その点についてはどのように解釈していますか。

- 小瀬指導室長 ご指摘ありがとうございます。小学校については減少していますが、中学校については決して減少とは言えないのでさらに修正させていただきます。小学校が減少した

理由は、まさに私もコロナ禍が原因ではないかと考えています。令和2年度は休校期間等がありますし、その他のいろいろな調査でも、日常的な学校生活であればいろいろ起こり得るようなことが減っている年度でもありますので、同じように解釈しています。

○宮下教育委員 了解しました。なお、前回、「・」なのか「、」なのかという指摘をしましたが、まだ「・」がどこかに残っていますね。

○小瀬指導室長 三つの柱のところですか。

○宮下教育委員 26ページの真ん中の段のところ「知識及び技能」の次に「思考力・判断力、表現力等」となっていますが、これは「、」です。

それから「LGBTQ」の説明の「Q」は「q」になっていますが大文字では、よく分かりませんが「LGBTQ」は大体大文字「Q」だと思えますが、「q」なっているので何か理由があるのかなと。

○小瀬指導室長 特段ないと思います。大文字だと思います。

○宮下教育委員 分かりました。もう一つ伺いたいことがあります。今日とても楽しみにしていたことがあるのです。それはこの間の協議会で、この振興計画の特徴について部長が改めて発言され、「そのことについては私の責任の下において少し検討させてほしい」とのことでした。ですから、本日、どのように特徴を整理され、どのように部長が説明されるのかと。教育部長は教育委員会のトップリーダーでいらっしゃいますから、その部長から「第3次の計画の特徴はこうなんだ」と説明していただければ、私たちもそれを基にして、学校にも市民にもそれを語ることもできたのですが…。

しかし、先ほどの課長の説明では「削除した」ということです。なぜ「削除」ということになったのでしょうか。

○小堀教育部長 今、手元に草案がないのですが、委員の皆様はお持ちですか。

「第3次計画の特徴」という見出しのもとに、幾つか本編中の文言をそのまま写したり、あるいは多少言い変えた文言が張り付けられていました。しかし、これが全体を網羅しているのか。また、ここに特徴として項目出しする基準が何なのか、そういった疑念を抱かせないためにも整理が必要だろうということで、事務局預かりとさせていただきます。

担当課長からは「教育委員の皆様の説明のために掲載したものであるため、今後、計画という体裁に仕上げていくに当たっては不要な部分である」という説明を受けました。前段申し上げましたとおり、誤解を生じかねないような載せ方をするのであれば、そういった趣旨で草案に載せたものであるならば削除してもいいのではないかと判断をした次第です。

第3次計画の特徴が何であるかと聞かれて、一言で申し上げるのはなかなか難しいですが、本市にあっては大綱を改訂したばかりで、タイミングよく3次改訂を迎えられたわけです。教育委員の皆様とも十分な議論をする中で、練り上げてやっとここまで辿り着いたものだと思います。まだ、この先にも幾つものステップを踏もうとしています。幅広い視点でご覧いただき、幅広いご意見をいただきたいという事務局と教育委員の皆様の姿勢の現れだと思っています。

「特徴」として、文字として項目出しするという形ではありませんが、今後、最終的にご承認をいただいた後の先の話ですが、議会に行政報告する際にも、教育委員会における策定に当たっての姿勢をよくお伝えしながら説明にあたりたいと思っています。お答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

○宮下教育委員 ということは「事務局内部で検討した結果、今のところはこういう形で収めた」ということで理解しておけばいいですね。この問題についてはまた浮上するかもしれない

いからです。

「給食」について、伺います。「令和7年度」とありますが間違いはないですか。

○田口学務課長 そうです。25ページの最下段になりますが、計画ですので、一定目標を立てられるところは年度として示しておきたく、担当としてはこのように考えています。

○宮下教育委員 今までは数字では出ていなかったのでは。私の記憶違いかな。

○田口学務課長 これまでもご説明してきた中で、一定程度は触れていたと思います。第3次計画の中では載せていく必要があると考えています。

○宮下教育委員 分かりました。この件は市長も強調していますしね。

○片柳教育長 ほかにご質問はありますか。

○馬場教育委員 質問ではありませんが、第3次教育振興基本計画を拝見したところ、市の教育の根源となるものをととても丁寧につくっていただいていたと思えました。これだけ丁寧につくっていただいたものですからここで終わらないで、校長先生を通してでも、教員や子どもたちの血となり肉となるように、何度もこの計画に立ち返ってもらえるように伝え続けることが大事だと思います。まだ素案ですから、今後たくさん意見をいただいて、また内容が変わっていくかもしれませんが、現段階で素晴らしい内容になっていると思います。とにかくこういう計画ができることを広く周知してほしいと思います。

○片柳教育長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

ただいまの説明とそれを受けてのご指摘につきましては反映をして、素案ということにしたいと思いますがご異議ありませんでしょうか、

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、これを素案として、今後先ほど説明のありました策定スケジュールで振興計画の原案を作成していきますのでよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○片柳教育長 以上をもちまして、令和5年第4回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午前10時20分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和5年9月15日

教育長 片柳博文（白書）

署名委員 尾関謙一郎（白書）